

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	河川法施行令の一部を改正する政令案について		
担当部局	国土交通省河川局水政課	電話番号: 03-5253-8441 e-mail: morikawa-t23i@mlit.go.jp	
評価実施時期	平成22年12月10日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>河川法第23条に基づき都道府県知事が許可している水利使用(以下「従属元の水利使用」という。)より取水した流水のみを利用する発電(以下「従属発電」という。)による水利使用については、特定水利使用(※)の対象から除外することとし、従属元の水利使用の許可権者と従属発電のためにする水利使用の許可権者を一本化する。これにより、申請者の負担を軽減し、小水力発電の導入を円滑化する。</p> <p>※特定水利使用(河川法施行令第2条第1項第3号)</p> <p>イ 発電のためにするもの</p> <p>ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一万人以上の水道のためにするもの</p> <p>ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの</p> <p>ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	<p>【法令の名称・関連条項】 河川法第9条第2項、第23条、河川法施行令第2条第1項第3号イ</p> <p>【内容】 河川法施行令第2条第1項第3号に規定されている特定水利使用から、従属元の水利使用に係る従属発電のためにする水利使用を除外する。</p>	
想定される代替案	都道府県知事が許可している従属元の水利使用に係る従属発電のためにする水利使用については、都道府県知事への届出で足りるものとする。		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
	(遵守費用)	特になし。	特になし。
	(行政費用)	都道府県等における審査経費が増加するものの、国における審査経費が減少するため、全体としては、変化が生じないものと考えられる。	特になし。
(その他の社会的費用)	特になし。	従属発電を水利使用許可に係らしめなければ、河川管理者による適切な審査・管理ができず、その結果、不適正な取水等により、他の水利使用者や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある。また、仮に、このような不適正な取水を行っている事実が判明したとしても、届出制では、水利使用の廃止等を徹底することが困難となり、限られた河川の流量が、他の水利使用者に公平・公正に配分されず、ひいては社会経済の発展を阻害することとなり、莫大な損害を生じさせるおそれがある。	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	従属発電の申請の許可手続が簡略化され、申請者の負担が軽減される。	審査の期間がなくなるため、申請に比べて手続が簡略化され、申請者の負担が軽減される。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>本案については、費用の増加はなく、従属発電による水利使用の申請者は、申請に係る手続が簡略化され、負担が軽減されるので、従属発電の導入が促進され、もって環境保全に寄与することが可能となる。</p> <p>一方、代替案については、手続は申請に比べて簡略化されるものの、水利使用について河川管理者による適切な審査・管理ができず、その結果、不適正な取水等により、他の水利使用者や河川環境に悪影響を及ぼすおそれがある。また、仮に、このような不適正な取水を行っている事実が判明したとしても、届出制では、水利使用の廃止等を徹底することが困難となり、限られた河川の流量が、他の水利使用者に公平・公正に配分されず、ひいては社会経済の発展を阻害することとなり、莫大な損害を生じさせるおそれがある。</p> <p>従って、本案の方が代替案より優れていると考えられる。</p>		
有識者の見解その他関連事項	<p>「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)</p> <p>① 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(小水力発電の導入円滑化)</p> <p>・一定規模以下の小水力発電目的での従属発電による水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、特定水利使用の対象外とする。(平成22年度中措置)</p>		
レビューを行う時期又は条件	平成27年度末にRIA事後検証シートによる事後検証		
備考	許可申請の事務の煩雑性が解消されることにより、小水力発電の導入が進み、環境負荷の低い新エネルギー等の利用が促進され、もって環境保全に寄与することが可能となる。		